

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 124,960,946円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月24日開催の取締役会において、平成25年6月26日開催の定時株主総会に「第三者割当による募集株式の発行の件」について付議することを決議し、同株主総会にて承認されたこと並びに当社の有価証券報告書及び臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出したことに伴い、平成25年5月24日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたこと、また、添付書類として定時株主総会議事録を新たに添付し当該有価証券報告書を組込情報とするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価額の算定根拠

(3) 第三者割当増資の必要性

第三部 追完情報

2. 臨時報告書の提出

3. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

添付書類としまして平成25年6月26日開催の定時株主総会議事録を新たに添付しております。

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	7,634株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成25年5月24日（金）開催の取締役会において決議されておりますが、本有価証券届出書の効力が発生すること、及び、平成25年6月26日（水）開催予定の定時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案が特別決議により承認されることを条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	7,634株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成25年5月24日（金）開催の取締役会において決議されておりますが、本有価証券届出書の効力が発生しており、平成25年6月26日（水）開催の定時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案が特別決議により承認されました。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

(訂正前)

[前略]

従いまして、当社は、平成25年6月26日開催予定の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に当社普通株式1株あたりの発行価格を16,369円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

(訂正後)

[前略]

従いまして、当社は、平成25年6月26日開催の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただきましたので、当社普通株式1株あたりの発行価格を16,369円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

(3) 第三者割当増資の必要性

(訂正前)

[前略]

当社は、以上のとおり第三者委員会から頂戴した意見を基に、慎重に協議し検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、本第三者割当増資を決議いたしました。

なお、本第三者割当増資による新株式の発行は、平成25年6月26日開催予定の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件としており、当該特別決議が可決されない場合には、本第三者割当増資は実行されません。

(訂正後)

[前略]

当社は、以上のとおり第三者委員会から頂戴した意見を基に、慎重に協議し検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、本第三者割当増資を決議いたしました。

なお、本第三者割当増資による新株式の発行は、平成25年6月26日開催の定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただきました。

第三部【追完情報】

（訂正前）

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（平成25年5月24日）までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

（平成24年6月27日提出臨時報告書）

（以下省略）

（平成24年11月2日提出臨時報告書）

（以下省略）

（訂正後）

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第22期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月27日）までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

（「平成24年6月27日提出臨時報告書」の全文を削除）

（「平成24年11月2日提出臨時報告書」の全文を削除）

（平成25年6月27日提出臨時報告書）

1．提出理由

平成25年6月26日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

株式会社サイカン、株式会社応援団、オズミックコーポレーション株式会社、ネクストイノベーション株式会社に対して募集株式の発行をする。

第2号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を120,000株から180,000株に増加させる。

第3号議案 取締役5名選任の件

羽成正己、塚原謙次、角田俊久、趙容峻、沈宰範を取締役に選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

飯田三郎、島根伸治を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	25,794	109	—	(注1)	可決(99.58%)
第2号議案	25,803	100	—	(注1)	可決(99.61%)
第3号議案				(注2)	
羽成 正己	25,790	113	—		可決(99.56%)
塚原 謙次	25,790	113	—		可決(99.56%)
角田 俊久	25,790	113	—		可決(99.56%)
趙 容峻	25,790	113	—		可決(99.56%)
沈 宰範	25,790	113	—		可決(99.56%)
第4号議案				(注2)	
飯田 三郎	25,801	102	—		可決(99.61%)
島根 伸治	25,805	98	—		可決(99.62%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(訂正前)

3. 最近の業績の概要について

(以下省略)

(訂正後)

「3. 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第22期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

コムシード株式会社

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月24日開催の取締役会において、平成25年6月26日開催の定時株主総会に、「第三者割当による募集株式の発行の件」について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、コムシード株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。